

令和5年8月29日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7件
(うち電動車いす(ジョイスティック形)1件、自転車1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、携帯型電気冷蔵庫(充電式)1件、
ACアダプター1件、電気こんろ1件、冷水筒1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし
 1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：石田、首藤、庄田

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|-----------|-----------|------------------|------|--|----------|--|
| A202300443 | 令和5年8月4日 | 令和5年8月24日 | 電動車いす(ジョイスティック形) | 重傷1名 | 当該製品を使用中、駅のホームから転落し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。 | 東京都 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月9日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意 |
| A202300444 | 令和5年4月18日 | 令和5年8月24日 | 自転車 | 重傷1名 | 当該製品で上り坂を走行中、ハンドルが破損し、転倒、歯を負傷した。事故発生時の状況を含めて、現在、原因を調査中。 | 東京都 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月17日 |
| A202300445 | 令和5年8月13日 | 令和5年8月24日 | リチウム電池内蔵充電器 | 火災 | 当該製品を充電後、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 和歌山県 | |
| A202300446 | 令和5年7月25日 | 令和5年8月25日 | 携帯型電気冷蔵庫(充電式) | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 福島県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意 |
| A202300447 | 令和5年8月12日 | 令和5年8月25日 | ACアダプター | 火災 | 当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 東京都 | |
| A202300448 | 令和5年8月11日 | 令和5年8月25日 | 電気こんろ | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 東京都 | |
| A202300449 | 令和5年3月19日 | 令和5年8月25日 | 冷水筒 | 重傷1名 | 熱湯の入った当該製品を運んでいたところ、熱湯が掛かったことにより使用者(80歳代)が火傷し、転倒、右手を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 東京都 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月10日 |

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし